

平成20年2月15日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 近藤直樹

平成19年(ワ)第 [REDACTED] 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年12月20日

判 決

[REDACTED]
原 告

[REDACTED]
原 告

兩名訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

[REDACTED]

石 丸 幸 人

山 本 章 一

上 嶋 法 雄

楠 見 真 理 子

大 越 真 治

榑 純 也

馬 場 政 江

今 井 正

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

被 告

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

株式会社みずほ銀行

杉 山 清 次

脇 田 真 憲

富 永 敏 文

古 館 清 吾

澁 川 滿

横 山 慶 一

尾 原 央 典

掛 田 慎 介

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告■■■■■（以下単に「原告■■■■■」という。）に対し、金77万円及びこれに対する平成19年6月6日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告■■■■■（以下単に「原告■■■■■」という。）に対し、金77万円及びこれに対する平成19年6月6日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、原告らから債務整理の委任を受けた弁護士名によって債務整理の受任通知をしたにもかかわらず、被告らはその通知を無視し、原告らに対して、直接、期限の利益喪失通知を送付した行為は貸金業法21条1項9号に該当し、これに加え、委任を受けた弁護士からの取引履歴の開示要求を拒み続ける被告の行為は、すべての取引履歴を開示すべき法律上の義務または信義則上の義務に明らかに違反するとし、原告らが、被告に対し、それぞれ不法行為に基づいて損害賠償を請求する事案である。

1 争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実

- (1) 原告らは、原告ら代理人が所属する債務整理を主とする弁護士法人に対し、自己の債務整理を委任した。
- (2) 被告は、銀行法に基づき成立した銀行業を営む法人である。
- (3) 原告らは、被告に対し、それぞれ、原告ら代理人作成名義の債務整理開始通知を送付した。
- (4) 被告は、上記通知を受けて、

送付し支払を請求した。

- d 平成19年3月1日、原告ら代理人は被告に対して架電し、被告の原告■■■に対する支払請求をやめ、同人への連絡等は、原告ら代理人を通してするよう伝え、被告担当社員は、債務整理開始通知では原告ら代理人を原告■■■の代理人と認めることができず、今後も原告ら代理人を通さずに、原告■■■に対して直接支払を請求すると回答した。

そして、平成19年3月14日、被告は、原告ら代理人に対して、原告■■■の債務整理開始通知を既に受領している旨及び今後被告の原告■■■に対する郵便物は直接同人に宛てて発送する旨を書面で通知した。

(イ) 原告■■■について

- a 昭和58年12月22日ころ、原告■■■と被告との間において、諾成的消費貸借契約（カードローン契約）を締結した。
- b 原告■■■は、原告ら代理人に債務整理を委任し、原告ら代理人は、平成19年2月20日付債務整理開始通知にて、被告を含む債権者に対して、原告■■■の債務整理を受任した旨及び同人に対する請求等は、今後原告ら代理人にするよう通知し、同債務整理開始通知にて、原告■■■の被告に対する債務額を明らかにするため取引経過を記載した書面の開示を請求した。原告■■■の債務整理開始通知は、平成19年3月12日に被告に到達した。
- c ところが、被告は、上記原告ら代理人からの受任通知を無視して、平成19年3月20日付内容証明郵便にて、期限の利益喪失通知を、原告ら代理人を通さずに、原告■■■に対して直接送付し支払を請求し、同通知書は同月24日、同人に到達した。
- d 平成19年4月4日、原告ら代理人は被告に対して架電し、被告の

原告■■■に対する支払請求をやめ、同人への連絡等は、原告ら代理人を通してするよう伝えると、被告担当社員は、債務整理開始通知では原告ら代理人を原告■■■の代理人と認めることができず、今後も原告ら代理人を通さずに、原告■■■に対して直接支払を請求すると回答した。

- (ウ) 貸金業法は、取立行為に関し、債権者として社会通念上許される限度を逸脱した取立行為を厳しく取り締まる21条1項を設けた。債務者の保護を目的とした貸金業法21条1項の取立行為の規制について、一般消費者を対象に貸付を行っている貸金業者と銀行を区別する理由はなく、銀行に対して同法21条1項は類推適用されるべきである。

本件において、原告らに対する被告のした前記支払請求は、原告ら代理人からの受任通知を受けた直後にされたもので、同法21条1項6号に違反する。本件においては、原告らの債務整理開始通知後に被告が原告らに直接支払を請求することについて、原告ら代理人から被告に対して承諾しておらず、同法21条1項6号の正当な理由はない（金融庁事務ガイドライン3-2-6(3)）。

また、被告の前記取立行為は、貸金業法施行時の大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日付蔵銀第2602号）の第2の3（取立て行為の規制）の(1)（貸金業者がしてはならない行為）のハの(ロ)「債務処理に関する権限を弁護士に依頼した旨の通知、又は、調停その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払い請求をすること」に該当する違法な行為である。

原告らは、原告らが自己の債務整理を原告ら代理人に委任した後の被告の取立行為により私生活の平穏を害され困惑し、不安定な立場に置かれた。そのことによる精神的・経済的な損害は計りしれないが、これをあえて金銭に換算するとそれぞれ金30万円を下らない。

イ 取引履歴不開示に対する損害賠償金

(ア) 被告が原告らとの間の諾成的消費貸借契約（カードローン契約）の取引履歴の開示を拒み続けている行為は、貸金業規制法に関する金融庁事務ガイドライン3-2-3（現在は3-2-7）「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること」に反している。

(イ) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業規制法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間の経過しているものも含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負っている（最判平成17年7月19日平成16年受第965号過払金等請求事件）。

上記最高裁判例の趣旨は、貸金業者と同様に一般市民との間で金銭消費貸借取引を行っている銀行にも適用されるべきである。

(ウ) これを本件についてみると、原告らは自己の債務整理手続きを遂行するために原告■■■は平成19年2月3日付、原告■■■は平成19年2月20日付で債務整理開始通知にて被告に対して取引履歴の開示を求めたものであり、上記特段の事情は認められない。そのため、本件においては、被告は原告らとの全取引履歴を開示すべき義務を負っているものである。

そして、本件の場合に被告が原告ら代理人の開示請求にもかかわらず、原告らとの全取引履歴開示を拒絶することは、全取引履歴を開示すべき法律上の義務に明らかに違反するものであり、違法性を有すると認められる。

(エ) 被告の信義則上の義務違反

前記のとおり、被告は、債務整理開始通知のみでは原告ら代理人を原告らの代理人と認めることができないとし、債務整理開始通知後、原告らがそれぞれ経済的危機状況にあると判断して、原告らに対して、内容証明郵便にて期限の利益喪失通知を直接送付し支払を請求している。

被告が、債務整理開始通知に記載された弁護士との委任関係を疑うのであれば、債務整理開始通知により推認される原告らの経済的危機状況にも疑問を持つべきである。

それなのに、被告は、債務整理開始通知により、原告らが経済的危機状況にあると判断し、原告らに対して期限の利益喪失通知を直接送付し支払を請求したことは、黙示に原告らと原告ら代理人との委任関係を認めたことを意味する。

被告が、債務整理開始通知により、原告らの経済的危機状況があると判断して、原告らに対して期限の利益喪失通知を送付し直接支払を請求することで、被告自身の損害を最小限にしようとする一方で、被告が、債務整理開始通知受領後、その債務整理開始通知を発送し債務整理を受任した弁護士に取引履歴を開示しないことは、矛盾した挙動であり、被告は銀行の信義則上の義務に違反している。

(㊦) 原告らは、被告の開示義務違反により債務整理手続の進行が妨げられ、長らく不安定な立場に置かれた。そのことによる精神的・経済的な損害は計りしれないが、これをあえて金銭に換算するとそれぞれ金40万円を下らない。

ウ 不法行為に基づく損害賠償金としての弁護士費用

(㊧) 原告らは、債務整理手続を進行するにあたり、やむなく訴訟を提起せざるを得なくなり、原告らが、原告ら代理人に対して負担することとなる本件訴訟の弁護士費用はそれぞれ前記精神的損害の合計金額の1割とし、原告■■■については金7万円、原告■■■については金7万円である。

(イ) 原告らは平凡な一般市民であって、大手都市銀行である被告を相手に不法行為に基づく損害賠償請求することは不可能事であって、被告が債務整理開始通知後も原告に対して取立を行ったこと及び被告が取引履歴開示を拒否し続けたことと本件訴訟を原告ら代理人に依頼したこととの間には相当因果関係がある。

エ よって、原告らは、被告に対し、それぞれ、不法行為に基づく損害賠償として77万円及びこれに対する不法行為後であることが明らかな訴状送達の日翌日である平成19年6月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(3) 被告の主張

ア 弁護士介入後の取り立て行為の違法性及び損害について

(ア) 原告■■■について

a 原告ら代理人が、平成19年2月3日付け債務整理開始通知にて、被告に対して、原告■■■の債務整理を受任した旨を通知し、同人の被告に対する債務額を明らかにするため取引経過を記載した書面の開示を請求したことは認め、その余は不知又は否認する。債務整理開始通知に、爾後同人に対する請求等を原告ら代理人にするよう求める旨の記載はない。

b 被告が、原告■■■に対して内容証明郵便にて、期限の利益喪失通知を、原告ら代理人を通さずに、原告■■■に対して直接送付し支払を請求したことは認め、その余は否認する。原告■■■に直接同人宛期限の利益喪失通知を送付したことは、原告ら代理人からの受任通知を無視したことにはならない。

c 原告ら代理人が被告に対して架電したこと、被告担当社員が、債務整理開始通知では原告ら代理人を原告■■■の代理人と認めることができなかつた趣旨の回答をしたこと、平成19年3月14日、被告が、

原告ら代理人に対して、債務整理開始通知を既に受領している旨及び郵便物は直接■■宛にする旨を書面で通知したことは認める。上記担当者は、原告ら代理人からの架電において、原告■■に対して直接支払を請求するという回答はしていない。

(イ) 原告■■について

- a 原告ら代理人が債務整理開始通知にて、被告に対して、原告■■の債務整理を受任した旨を通知し、同人の被告に対する債務額を明らかにするため取引経過を記載した書面の開示を請求したことは認めるが、債務整理開始通知に、爾後同人に対する請求等を原告ら代理人にするよう求める旨の記載はない。
- b 被告が、原告■■に対して平成19年3月20日付け内容証明郵便にて、期限の利益喪失通知を原告ら代理人を通さずに、原告■■に対して直接送付し支払を請求し、同通知が同人に到達したことは認め、その余は否認する。原告■■に直接同人宛期限の利益喪失通知を送付したことは、原告ら代理人からの受任通知を無視したことにはならない。
- c 原告ら代理人が被告に対して架電したこと、被告担当社員が、債務整理開始通知では原告ら代理人を原告■■の代理人と認めることができないとの趣旨の回答をしたことは認めるが、上記担当者は、原告■■に対して直接支払を請求するという回答はしていない。

(ウ) 銀行法の規律を受ける銀行は貸金業を行う者ではないので（貸金業法2条1項2号）、貸金業を営む者等の取立てについて定めた同法21条1項は、銀行である被告の行為には適用されない。また、同法2条1項2号から、貸金業者と銀行は区別して規制するのが現行法の趣旨であることは明らかであり、同項が銀行の行為に類推適用されると解するべき根拠はない。

そもそも、貸金業法は、制定当時の（昭和50年代後半）のいわゆるサラ金問題に対処するために提案されたものであるが、かかるサラ金問題の原因の一つには、貸金業者による厳しい取立ての存在という実態があった。同法21条1項において規制される取立て行為についての詳細な規定が置かれたのも、かかる実態に基づくものである。従って、一般消費者に対して厳しい取立てを行うという実態の存在しない銀行の行為に対しては、同項の規定が類推適用されると解すべき根拠はない。同項は、刑罰法規の構成要件でもあるのであるから（同法47条の2）、同項を銀行の行為に類推適用することは刑罰法規の類推解釈を行うことを意味し、罪刑法定主義にも反するものとする（憲法31条）。

以上から、貸金業法21条1項が銀行の行為に類推適用されないことは明らかであり、被告の行為が同項に違反しているとして不法行為に基づく損害賠償を請求する原告らの主張には理由がない。なお、大蔵省の通達「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」（昭和58年9月30日付蔵銀第2602号）は、平成10年6月に廃止されているので、被告の行為が同通達に違反するかどうかを検討するまでもなく、被告の行為が同通達違反によって不法行為を構成することはない。

イ 取引履歴不開示に対する損害賠償金について

(ア) 貸金業者の取引履歴開示義務を認めた最判平成17年7月19日平成16年受第965号においては、貸金業者に取引履歴開示義務を認めた主な根拠として、貸金業法は、刑罰をもってして貸金業者に業務帳簿備付義務を課すことにより、貸金業者と債務者との間の貸付に関する紛争の未然防止または早期解決を図っていると解すべきことを述べ、貸金業法が適用される消費貸借契約において特に予想される紛争を未然防止または早期解決するために貸金業法が刑罰をもって課している業務帳簿備付義務に基づいて、取引履歴開示義務を肯定しているものであり、貸金

業法が適用される消費貸借契約に特有の規律に特に着目して肯定された義務は、銀行法という貸金業法とは異なる規律に服する銀行に課されると解すべきではなく、被告の行為は不法行為を構成しない。また、上述のとおり、被告は原告が主張する取引履歴開示義務を負っていないから、信義則上の義務違反もない。

仮に、銀行法の規律を受ける被告が取引履歴開示義務を負うとした場合でも、取引履歴は、高度に機密性を保護すべき情報であり、本人のプライバシーを保護する観点からも、被告としては、開示に際しては細心の注意を払う必要があるところ、原告ら代理人は、被告が委任状の提示を求めたにもかかわらず、これに従うことなく、各原告との委任の存在を証明しなかったのであるから、被告は取引履歴を開示する義務を負わないし、被告が前記各債務整理開始通知を受け、原告らの経済的危機状態を認めたからといって、委任状を示さない原告ら代理人からの取引履歴の開示請求に対して、委任関係を認めなければならない信義則上の義務も存在しないので、被告の行為に何ら違法性はなく、不法行為を構成するものではない。

(イ) 金融庁事務ガイドライン3-2-7に原告らが主張する文言は存在しない。

ウ 不法行為に基づく損害賠償金としての弁護士費用

被告は、原告らに対し何ら不法行為を行ったものではないから、原告らが負担する弁護士費用を被告が賠償する義務は存在しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記争いのない事実、甲1ないし12及び乙1ないし6並びに弁論の全趣旨によれば、原告ら代理人が被告に対して架電し、被告担当社員が、債務整理開始通知では、原告ら訴訟代理人を原告らの代理人と認めることができないと回答したことは当事者間で争いがなく、被告が原告ら代理人に対して委任関係を

確認できる資料の提出を求めたが、原告ら代理人がこれを拒否し、本件においては、今後も委任状を提示する意思がないこと、被告は、原告ら代理人に対し、原告■■■につき、郵便物を直接同人に宛てて送付する旨書面で通知し、その後、直接、各原告に宛てて、期限の利益喪失通知を送付したこと、原告ら代理人弁護士事務所も、債務整理について、依頼者から委任状を徴求していることから（乙5）、本件についても同様に、各原告から委任状を徴求していると思われること、被告は、委任状の提示さえ受けられれば、期限の利益喪失通知などの郵便物を原告ら代理人に送付し、原告ら代理人からの取引履歴の開示にも応じる用意があること、被告の担当者は、原告ら代理人事務所の事務員及び弁護士と電話で話をしたことなどの事実が認められ、他にこの認定を左右すべき証拠はない。

2 判断

- (1) 弁護士業務は、弁護士法3条によって、当事者その他関係人の依頼により訴訟事件などに関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とするとされており、職務の内容は法律によって規定されているところ、各個人との依頼関係は、法律事務の委任であるとしても、私法上の委任契約であるから、その代理権限の有無の疎明は、委任契約書類の提示などによらざるを得ない。代理人が法律行為をする場合、その相手方が委任関係を確認する方法としては、原則として、委任状の提出または提示することが挙げられる。
- (2) 銀行業務は、銀行法2条、10条によって、「預金又は定期積金の受入れ」、「資金の貸付け」などを行うとされ、これらは、不特定かつ多数を相手とする営業であり、公正で、かつ、画一的処理を必要とし、預金通帳の記載を基準として金銭の受け入れ、払戻が処理されている。したがって、代理人において銀行業務を処理する場合には、公正で、かつ、画一的処理をするために、また、(1)の原則からすれば、銀行側が委任状の提出を求めることは当然とも言える。

- (3) 原告らも、原告らと弁護士との委任関係を前提として取引履歴の開示を求めており、委任関係があるとすれば、被告が、原告らに対し、被告との債務整理に関係する事柄をすべて弁護士に連絡すべきことは、個別貸付契約の附随義務として当然のことと行うことができ、現に、銀行は、一般的に、個別貸付契約の弁済金額、残高は定期的に告知しており、銀行においては、貸付の履歴は記録上整理され、取引の開示を前提として貸付のプログラムを組み立てている事実を照らせば、銀行の職務上からも、取引を開示することは当然である。
- (4) 本件では、被告は、原告ら代理人弁護士の印鑑証明書を提示することは求めておらず、委任状のコピーを提出することで代理人であることの証明に足りるとしている。原告らは、委任の確認方法として、債務整理開始通知をもってその証明は十分であると主張し、銀行も貸金業法の適用を受けるものであり、もし、直接その適用を受けずとも、本件の場合、類推適用すべきであるなどという。しかしながら、貸金業法は、2条において貸金業の定義をしたうえで適用除外事由を規定しており、銀行の場合は、適用除外である「他の法律に特別の規定のある者が行うもの」に該当し、銀行は、銀行法の適用を受け、貸金業法の適用を受けないことは明らかとすべきである。また、貸金業法21条1項6号（現9号）の類推適用を検討するに、適用の主体が限定され、銀行にその適用はないばかりか、預金等を受け入れないで与信行為を営む貸金業者と銀行とは本質的な差があり、貸金業者と銀行とを同一視することは困難と言うほかなく、銀行は、預金を受け入れて管理運用するために画一的な運用をすることが求められており、そうすることが業務の信用を維持することにつながり、取立行為も、法的手続である「催告による期限の利益の喪失」を求め、担保物件を処分することなどによって終了することが予定されており、債務者等に対する威迫、私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならないとの観点から規制されている貸金業法における

る取立行為とはまったく別個のものと言うことができ、これは貸金業法が予定している行為ではないと言わねばならない。よって、貸金業法21条1項6号（現9号）の類推適用もないと判断するのが相当である。

(5) 原告らは、委任状を提示するまでもなく、被告は、債務整理開始通知で委任の事実を確認できるはずであり、現に、被告は、期限の利益喪失の根拠を上記通知に求めていることから、その確認はできているなどと主張する。

ア 債務整理開始通知を被告が受けたこと、被告の担当社員が、電話で、原告ら代理人弁護士に対し、債務整理開始通知では原告らの代理人であると認めることはできないと回答したことは争いが無い。弁護士自身ではなく、弁護士事務所の事務員が銀行の担当者と交渉したとすれば、委任状のコピーなどの提示を受けない限り、弁護士が受任しているのか確定的な判断ができないことは論を待たないところであるが、弁護士と直接交渉しているのであれば、委任の内容、債務者の実情、債務整理の今後の可能性など詳しく調査することができるのであるから、委任の事実及びその内容を把握することは可能と言うことができ、本件では、被告の担当社員が、弁護士及び事務員共に電話で話をしていることから、債務の内容を把握することは十分可能で、委任の事実を推測することは可能と言うことができ、本件の場合、期限の利益の喪失通知は、原則として、弁護士事務所に宛ててすべきであったとの原告の主張は理由がある。

イ 取引履歴の開示の場面においても銀行には貸金業法の適用がないとしても、原告らに対する貸付は、個人消費ローンで、カード利用の決済であること、銀行業務の範囲が拡大していることから、委任の確認方法も定型的なものにとどまらず、範囲を広げてしかるべきところであるとも言え、本件では、債務整理開始通知は、括弧書きで「民事再生申立予定」とも記載され、債務の取引履歴は、弁護士が個人消費債務整理をするのに重要な位置を占めるもので、他方、被告も委任の内容は電話などで確認することが

可能であるから、委任状の提示なくして履歴を開示することについて何ら不都合な点は見あたらないとの原告らの主張も理由がある。

ウ 以上のことから、原告らの主張は、理由があると言わねばならない。そこで、被告が、原告らに「期限の利益喪失の通知」を送付したこと、取引履歴をしなかったことが、不法行為を構成するか検討する。

(6) 銀行実務においては、その公共性から、画一的、定型的な行為が要求され、書式も統一的なものを使用することが要求されているから、委任状という定型的な書面の提出を受けずに業務を遂行することは、期限の利益の喪失などの重要な通知の効力の危険負担を銀行が負うことにもなりかねないこと、取引履歴については、本人が請求した場合、本人確認をすることで銀行はこれを拒むことができないことから、プライバシーの観点を考慮すれば、代理人に対して委任状の提出ないし提示を要求する原則論を理解することができる。加えて、本件では、債務整理開始通知のみならず、民事再生の申立をする予定があるとの記載もあることから、原告らが法的手続を選択し、財産の管理処分権の帰属の制限ないし変更が加えられることが予測されるから、被告が委任状を徴求することも理解することができる。しかも、弁護士事務所から銀行に宛てて委任状のコピーを送付またはファクスすることは容易なことでもあるから、これらが弁護士事務所の負担になるものとも思われぬ。以上のことなどの事情を総合考慮すると、銀行が委任状の提示を求めるのはそれなりの理由があり、不法行為を構成するとまではいえないと判断した。

3 よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について、民事訴訟法第61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第13部

裁 判 官 江 守 英 雄

これは正本である。

平成20年2月15日

東京地方裁判所民事第13部

裁判所書記官 近藤 直

